

報告
第3期 新評価システムの概要について

◆ JIHEE評価校数の推移

(1) 大学機関別認証評価（平成17年7月認証）

会員大学 351大学（公立3校、私立348校）

私立大学の58%が加盟

受審大学 272大学（第1期）

267大学（第2期、平成28年度まで）

平成28年度 大学機関別認証評価 80大学

再評価 1大学

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
受審大学	—	4	16	38	58	71	85

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受審大学	13	13	30	63	68	80	79

注：日本高等教育評価機構の評価システム適用期間
 第1サイクル 平成17～23年度（7年間）
 第2サイクル 平成24～29年度（6年間）

◆ JIHEE評価校数の推移

(2) 短期大学機関別認証評価（平成21年9月認証）

会員大学 18短期大学
受審大学 9短期大学（第2期、平成28年度まで）

平成28年度 短期大学機関別認証評価 3短期大学

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受審短期大学	—	—	1	3	2	3	7

(3) ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価（平成22年3月認証）

受審大学院 1大学院（平成28年度まで）

平成27年度 ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価 1研究科

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
受審大学院	1	—	—	—	—	1	—

◆ 平成28年度評価結果

評価結果

- 短期大学3校 適合 3校

	基準1 (使命・目的等)	基準2 (学修と教授)	基準3 (経営・管理と財務)	基準4 (自己点検・評価)
優れた点		3	2	
改善を要する点				

◆ 主な法令等の改正

● 三つのポリシーの策定・公表の義務化に関する省令改正 →平成29年4月1日施行

大学は、当該大学、学部若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」（大学院にあっては、「入学者の受入れに関する方針」に限る）を定めるものとする。 （第165条の2第1項関係）

<留意事項>

- H29.4.1以降、全ての大学等で三つの方針が策定・公表する必要がある
- 「ガイドライン」を参考として取り組むことに期待
- 大学院については、入学者受入れの方針の策定・公表のみが規定

【ガイドラインの主な内容】

- 三つのポリシーの単位は、学位プログラムを基本に、各大学が適切に判断。
- 各大学において、①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラムポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッションポリシーを、それぞれ策定
- 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

◆ 主な法令等の改正

● スタッフ・ディベロップメント（SD）に関する省令改正 →平成29年4月1日施行

大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること、その他必要な取組を行うものとする（第42条の3関係）

<留意事項>

- 「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれる
- 今回の改正は、個々の職員すべてに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではない

◆ 主な法令等の改正

● 教員と事務職員等の連携及び協働に関する設置基準の改正 →平成29年4月1日施行

大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。
(第2条の3関係)

<留意事項>

- 大学の総力を発揮した円滑な大学運営のためには、教員と事務職員等とが連携・協働して業務に取り組むことが重要であり、本規定は、教員と事務職員等との関係に係る各大学の実情に十分に配慮しつつも、教職協働の必要性について法令上明記する
- 「事務職員等」には、技術職員のほか、図書館に置かれる専門的職員など、大学に置かれる様々な職員が含まれる
- 「連携体制の確保」とは、特定の取組や到達目標を含意したものではないが、教員と事務職員等との関係に係る各大学の実情に留意しつつ、例えば教員と事務職員等の枠を超えた戦略的な人事配置の実施や、教員と事務職員等の対等な位置付けでの学内委員会の構成を通じて相互の連携協力を促すこと、あるいは、教員と事務職員等とを織り交ぜた組織構成によるプロジェクトチーム型での業務執行の導入などの取組が想定される

◆ 認証評価の今後の方向性

- 認証評価制度の改善に関わる省令（いわゆる細目省令）改正
→平成30年4月1日施行

1. 大学基準において定める評価事項関連

大学評価基準に以下の内容を追加すること

- • 三つのポリシー（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針
- 内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み）

重点評価項目を設定すること

- • 大学評価基準の項目のうち、内部質保証については、重点的に認証評価を行うこと

設置計画履行状況等調査（AC：アフターケア）との連携を図ること

- • ACにおいて「是正意見」「改善意見」が付された大学に対する評価では、当該意見に対して講じた措置を把握すること

◆ 認証評価の今後の方向性

- 認証評価制度の改善に関わる省令（いわゆる細目省令）改正
→平成30年4月1日施行

2. 評価の質の向上

認証評価機関の自己点検・評価の義務化

- 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること

評価機関におけるフォローアップ

- 認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した事項について、大学からの求めに応じて再度評価を行うよう努めること

評価における社会との関係強化

- 認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれること

◆ 認証評価の今後の方向性

- 認証評価制度の改善に関わる省令（いわゆる細目省令）改正
→平成30年4月1日施行

<留意事項>

「審議のまとめ」を踏まえた運用、特に以下の点について配慮

- 内部質保証において優れた取組等を実施していると評価した大学に対して次回の評価内容及び方法の弾力化を図ること
- 大学の教育の質的転換を促進するため、各大学が学生の学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組むこと
- 評価の過程において、認証評価と社会との関係強化等の観点から、高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組むこと
- 認証評価に係る各大学の負担の軽減のため、国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料及び結果も活用した評価に取り組むこと

◆ 認証評価の今後の方向性

日本高等教育評価機構における今後の対応

- 細目省令等の改正に対応するため、現行の評価システムについて大幅に見直しを行い、第3サイクルのための新評価システムを構築
- 新評価システムは、細目省令改正の施行日（平成30年4月1日）に合わせ、第3サイクル初年度の平成30年度認証評価から実施

日本高等教育評価機構の評価システム適用期間

第1サイクル	平成17～23年度（7年間）
第2サイクル	平成24～29年度（ <u>6年間</u> ）
第3サイクル	平成30年度～

◆ システム変更のポイント

- 1.内部質保証機能を重視
- 2.特色の積極的評価・明確化
- 3.他の質保証制度との連携
- 4.大学設置基準等の法令遵守事項の確認方法の簡略化
- 5.大学ポートレートを活用

平成28年3月18日
中央教育審議会大学分科会
「認証評価制度の充実に向けて」（審議まとめ）より

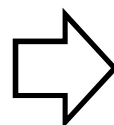
◆ 第3期 新評価システムについて

1. 内部質保証機能を重視

- 「内部質保証の重視」を基本の方針に追加
- 評価基準の変更
「自己点検・評価」 → 「内部質保証」
- 重点評価項目「基準6 内部質保証」
他の基準と関連付けて評価

第2期の評価システム

基準：4
基準項目：22
評価の視点：51



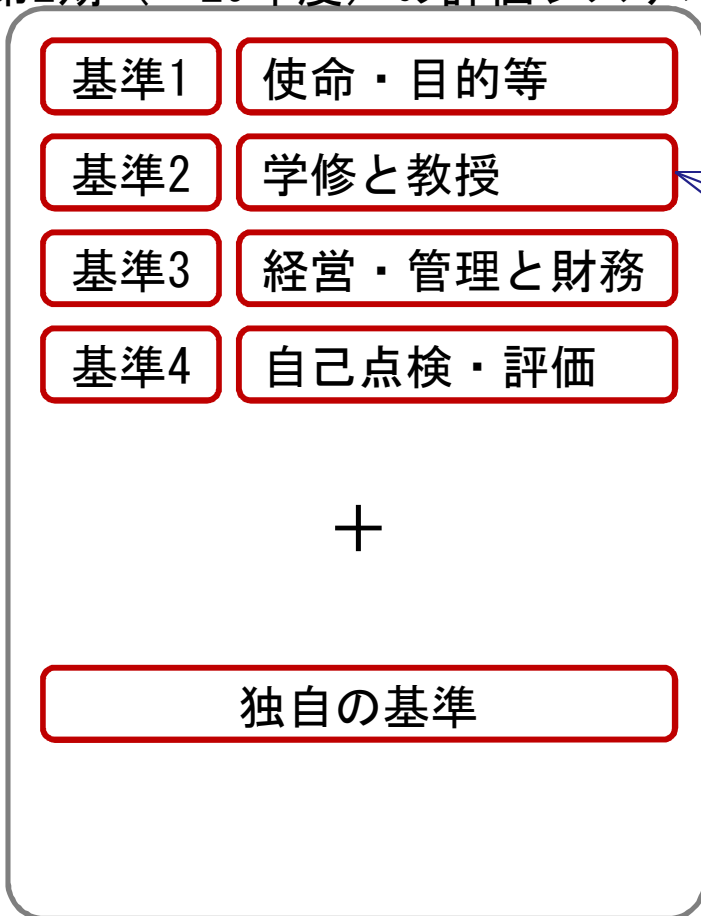
第3期の評価システム

基準：6
基準項目：23
評価の視点：56

◆ 第3期 新評価システムについて

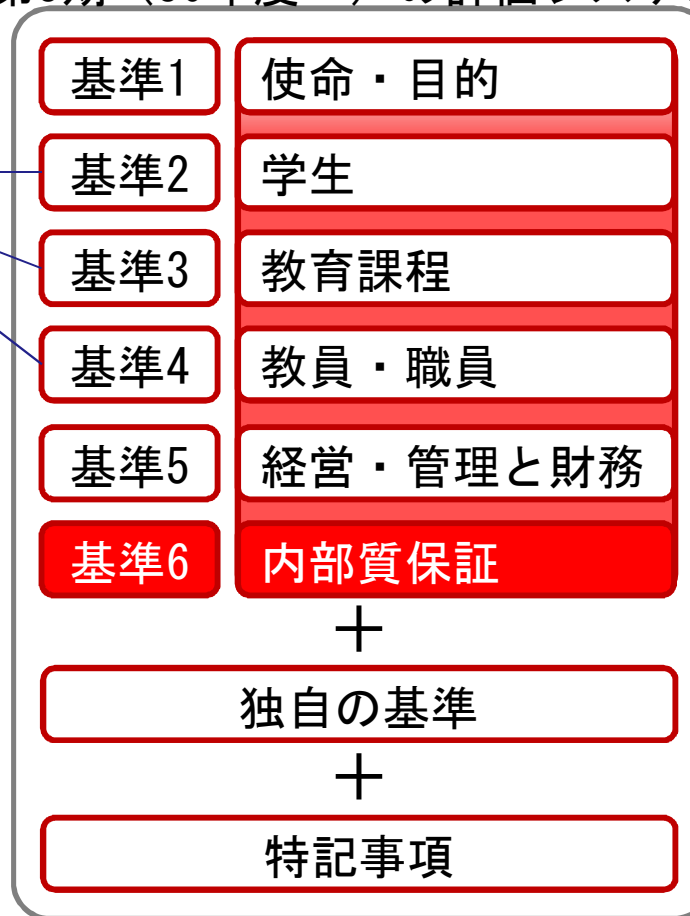
◆ 評価基準の再編 基本的・共通的な内容

第2期（～29年度）の評価システム



基準項目:22 評価の視点:51

第3期（30年度～）の評価システム



基準項目:23 評価の視点:56

◆ 第3期 新評価システムについて

基準1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-2. 学修支援

2-3. キャリア支援

2-4. 学生サービス

2-5. 学修環境の整備

2-6. 学生の意見・要望への対応

◆ 第3期 新評価システムについて

基準3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-2. 教育課程及び教授方法

3-3. 学修成果の点検・評価

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-3. 職員の研修

4-4. 研究支援

◆ 第3期 新評価システムについて

基準5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-2. 理事会の機能

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-4. 財務基盤と収支

5-5. 会計

基準6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-3. 内部質保証の機能性

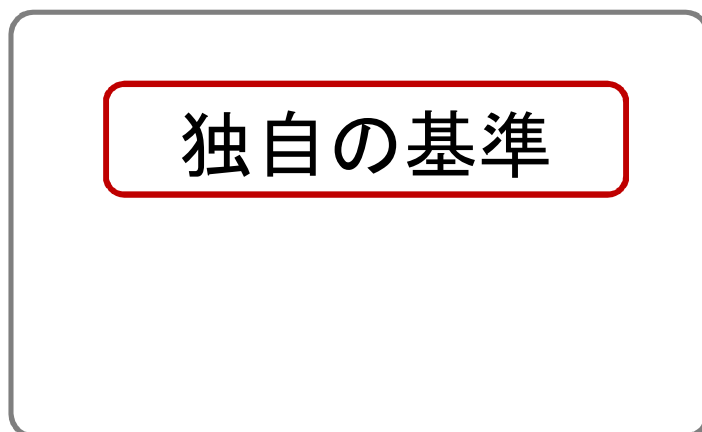
◆ 第3期 新評価システムについて

2. 特色の積極的評価・明確化

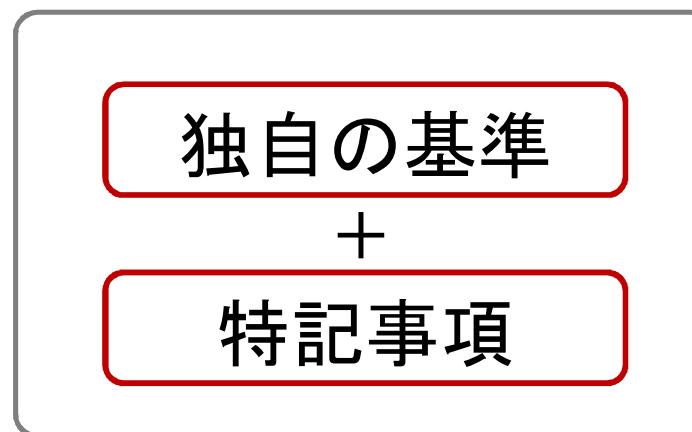
独自基準：六つの「基準」のほかに、個性・特色として重視している領域

特記事項：特筆したい特色ある教育研究活動や事業等

第2期の評価システム



第3期の評価システム



◆ 第3期 新評価システムについて

3.他の質保証制度との連携

設置計画履行状況等調査を踏まえた評価

4.大学設置基準等の法令遵守事項の確認方法の簡略化

チェックシートの活用

5.大学ポートレートへの活用

大学ポートレートのデータをエビデンスとして使用
(予定)